

Smart One Clinicで治療対象となる方

- ① 健康診断結果で産業医が要受診と判断した方（かかりつけ医がない方）
- ② 業務多忙などの理由で通院が中断している方
- ③ 保健師による保健指導後、改善が見られない方

当面は健診結果で、高血圧症・糖尿病の要受診者を主な対象者とする

高血圧症： I 度高血圧症で保健指導後も改善傾向の見られない社員
II 度高血圧症以上の社員

糖尿病：空腹時血糖値126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の社員

肥満：（BMI 25以上）

喫煙者：禁煙治療を強く勧める。